

総務委員会 議案説明資料

令和元年 12月5日

| 件名 | 頁 |
|--|---|
| 1 第113号議案 足立区東京2020大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例・・・・・・・・ | 2 |
| 2 第114号議案 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |

(政策経営部)

第 113 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 12 月 5 日

| | |
|-------|---|
| 件 名 | 足立区東京 2020 大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例 |
| 所管部課名 | 政策経営部 協働・協創推進担当課 |
| 内 容 | <p>東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の機運醸成やレガシーを創出し、足立区のさらなる発展につなげていくため、提案型事業を実施する。</p> <p>提案された事業について、足立区が補助又は委託する事業を適正に選定するため、区長の附属機関として、足立区東京 2020 大会記念協創提案型事業選定委員会を設置する条例を制定する。</p> <p>1 所掌事項 区長の諮問に応じ、事業の選定について調査審議し、区長に答申する。</p> <p>2 委員構成 12 名以内 ※委員構成については、別途施行規則で規定する。</p> <p>3 条例案 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p> |
| 今後の方針 | 第 1 回選定委員会（令和 2 年 1 月下旬開催予定）にて審査の基準を決定し、第 2 回選定委員会（令和 2 年 2 月中旬開催予定）で事業を採択する。 |

足立区東京2020大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例（案）**（設置）**

第1条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を記念して行う事業で事業者等から提案されたものについて、足立区が補助又は委託する事業（以下「事業」という。）を適切に選定するに当たり、選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区東京2020大会記念協創提案型事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 選定委員会は、区長の諮問に応じ、事業の選定について調査審議し、区長に答申する。

（組織）

第3条 選定委員会は、区長が委嘱又は任命する委員12人以内で組織する。
2 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から区長に答申する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
2 選定委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 足立区東京2020大会記念協創提案型 事業選定委員会 | 日額 8,000円 |
|-------------------------------|-----------|

第 114 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 12 月 5 日

| | |
|-------|---|
| 件 名 | 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 所管部課名 | 政策経営部 ICT戦略推進担当課、高齢者施策推進室 高齢福祉課 障がい福祉推進室 障がい福祉課 |
| 内 容 | <p>「足立区日常生活用具給付等事業実施要綱」「足立区身体障がい者用三輪自転車購入費助成要綱」の改廃及び主務省令の改正に伴い、特定個人情報を利用する事務及び情報を削除する必要があるため、以下のとおり本条例の一部を改正する。</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 「足立区日常生活用具給付等事業実施要綱」の日常生活用具の給付種目に、身体障がい者用三輪(四輪)自転車を加える改正を行い、「足立区身体障がい者用三輪自転車購入費助成要綱」を廃止した。</p> <p>これに伴い、身体障がい者用三輪(四輪)自転車が、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(以下「主務省令」という。)に定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の自立支援給付の日常生活用具に包摂されることとなったため、本条例の別表1及び別表2から「身体障がい者に対する身体障がい者用三輪自転車の購入費用の助成に関する事務」を削除する。</p> <p>(2) 主務省令の改正により、老人福祉法で定める福祉の措置及び費用の徴収に関する事務において利用する情報に、市町村民税に関する情報が追加されて法定事務の特定個人情報となったため、本条例の別表2から「老人福祉法による福祉の措置に関する事務及び費用の徴収に関する事務」の地方税関係情報を削除する。</p> <p>2 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p> |
| 今後の方針 | 関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。 |

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------------|--|----------------------|---|-----------|-----------|
| 付 則 （略） | | | 付 則 （略） | | |
| | | | 付 則（令和元年 月 日条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。 | | |
| 別表第1（第3条関係） | | | 別表第1（第3条関係） | | |
| 機関 | 事務 | | 機関 | 事務 | |
| 1～10 | (略) | | 1～10 | (略) | |
| 11 区長 | 身体障がい者に対する身体障がい者用三輪自転車の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの | | <u>11</u> | <u>削除</u> | |
| 12～18 | (略) | | <u>11～17</u> | (略) | |
| 別表第2（第3条関係） | | | 別表第2（第3条関係） | | |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 1～22 | (略) | (略) | 1～22 | (略) | (略) |
| 23 区長 | 身体障がい者に対する身体障がい者用三輪自転車購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの | <u>23 区長</u> | <u>削除</u> | <u>削除</u> |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | | <u>削除</u> |
| | | 障がい者関係情報であって規則で定めるもの | | | <u>削除</u> |
| | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | | | <u>削除</u> |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------|---|---|--------------|---|------------------|
| | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの | | | 削除 削除 |
| 24～31 | (略) | (略) | <u>23～30</u> | (略) | (略) |
| 32 区長 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの (略) (略) | <u>31 区長</u> | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 削除 (略) (略) |
| 33 区長 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの (略) (略) | <u>32 区長</u> | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 削除 (略) (略) |
| 34～47 | (略) | (略) | <u>33～46</u> | (略) | (略) |